



知的障害教育の現在 その固有性と役割

## 知的障害者の「権利としての生涯学習」

國本 真吾

**要旨** 国による障害者の生涯学習推進政策が始まられ、これまで取り組まれてきた学校教育修了後の学習機会を実現する場や、その必要性を訴えてきた運動に注目が寄せられている。しかし、教育行政による「政策としての生涯学習」は、先行して積み上げられてきた運動や実践の成果を部分的に解釈し、学習の主体である障害者自身の発達の姿は意識されていない。そこで、教育行政による「政策としての生涯学習」を超えて、「権利としての生涯学習」の実現が求められている。本稿では、知的障害者にとっての生涯学習を取り巻く現状を整理し、青年期の知的障害者の姿をもとに学校教育修了後の学習機会の必要性を明らかにする。そして、学校教育修了後の生涯学習という発想ではなく、人間の一生涯にわたる学習機会としての生涯学習の意味を、“life-wide”の視点から再考する。

**キーワード** 知的障害、生涯にわたる学習、権利としての生涯学習

### はじめに

2019年3月、文部科学省の学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議は、「障害者の生涯学習の推進方策について」と題した報告（以下、「有識者会議報告」）を公にした<sup>1)</sup>。有識者会議報告では、「障害者の生涯学習を支える基盤は脆弱である」と現状を述べた上で、その状況下でもわが国に点在する希少な実践事例に学びながら、「障害者の生涯学習の推進に関する基本的な考え方や具体的な方策」を示している。特に、学校卒業後における障害者の学びの場づくりを重要視し、「学校から社会への移行期の学び」「各ライフステージにおいて求められる学び」に関する方策を提言した。提言の内容はすべての障害種が対象ではあるものの、「特に知的障害者を主に想定した」形で記述されている。その理由は

くもと しんご  
鳥取短期大学幼児教育保育学科

明確には記されてはいないが、特別支援学校高等部卒業後の進路として、知的障害校の大学等進学率の数値が5種類校の中で最も低いことが関係しているだろう。つまり、大学進学の実態を一つの例にして、生涯学習の機会から最も遠ざけられている存在の典型として、知的障害を位置付けた格好である。

この有識者会議報告を含めて、文部科学省が2017年度より本格的に着手した障害者の生涯学習支援に関わる政策は、急加速で進行してきた<sup>2)</sup>。国の教育行政が障害者の生涯学習を正面から論じ、政策として推し進めること自体が、過去にならない画期的な動きとして映る。しかし、政策立案の過程では、先行して取り組まれてきた諸実践に注目するものの、それらの実践を通じて長年にわたり積み上げられてきた発達保障の視点が曖昧にされている。国の主導で進行する障害者の生涯学習を「政策としての生涯学習」と表現するならば、そこに欠けている発達保障の視点を軸とした「権利としての生涯学習」の保障が求められよう。そこで、本稿では知的障害者に対する生涯学習の状

況を整理した上で、障害者の「権利としての生涯学習」の方途について論ずる。

### 1 知的障害者の生涯学習をめぐる動向

#### (1) 生涯学習が呼ばれる背景

知的障害者にとって、生涯学習の意義とは何であろうか。わが国では国民全体の平均寿命が延伸しており、今日では「人生百年時代」と呼ばれるようにもなった。平均寿命の延伸は、障害のある人においても同様ではあるが、知的障害者の平均寿命を探る統計データは見いだせない。例えば、志賀利一は海外での知的障害者の平均寿命を紹介したうえで、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における利用者の死亡年齢の伸びを示し、「平均寿命のデータに代替はできないが、死亡年齢が次第に高くなっていることは間違いない」としている<sup>3)</sup>。また、ダウン症においては、30年前から平均寿命が50歳を超えて、「青年期以後のダウン症の人たちの絶対数も多くなっており、しかも成人した後も地域で生活する人が増えてきている」とされてきた<sup>4)</sup>。

知的障害者にとって青年期以降の人生が延びていく一方で、わが国の学校教育の機会は20世紀末にようやく後期中等教育段階までを希望者に保障するに至った。しかし、学校基本調査によると、高等学校卒業者の71%が大学・専門学校等へ進学するのに対し、特別支援学校卒業者は1.9%とその差が存在している<sup>5)</sup>。特に知的障害校においては0.5%と極めて低く、18歳以降の進学の機会は大きく遠ざけられている。そして、学校卒業後の学習機会の公的整備は弱く、生涯にわたり学び続ける機会の保障は十分ではない。

国連・障害者権利条約では、第24条で障害者の教育の権利を認めるとともに、締約国に対して「この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包含するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」と規定した。そして、同条約第3条の一般原則で規定される「無差別」「機会均等」などに基づけば、

生涯学習を権利として無差別に保障されるよう、その機会均等を実現することが求められる。

しかし、これらは権利の形式的保障を導く根拠に過ぎない。条約第24条では、教育制度及び生涯学習は「人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること」「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」「障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること」を目的とし、障害者の発達保障や社会参加を達成する上での教育の役割を示している。この教育の目的に基づき、生涯学習における学習活動が人間発達にどのように寄与しているのかを問うことで、権利の実質的保障の意義を明らかにすることが求められる。

#### (2) 知的障害者に対する学習機会の進展

知的障害を含めた障害児・者の教育・学習機会は、1979年度からの養護学校完全義務制実施、80年代半ば以降の後期中等教育の機会保障を求める教育権運動により、20世紀の終わりには養護学校高等部での訪問教育が本格実施に至るところまで到達した。しかし、高等部より先の学習機会を保障する策は、21世紀に持ち越されて現在に至っている。

丸山啓史は、学校教育修了後の知的障害者を対象とした教育として、わが国で組織的に取り組まれてきたものを大きく4つに整理して挙げている<sup>6)</sup>。それは、「障害者施設における教育的活動」「社会教育として実施される障害者青年学級」「大学における公開講座やオープンカレッジ」「特別支援学校高等部等の専攻科における教育」である。現時点から考えれば、いずれも学校教育修了後の教育・学習機会であることには変わりないが、その取り組みの成立過程には違いがある。障害者施設での教育的活動と障害者青年学級は歴史的にも古く、学校教育の機会が十分に保障されてこなかった時代から取り組まってきた。一方で、